

1 事業名

所沢市立児童館設置及び管理条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市立ひかり児童館で実施している放課後児童健全育成事業（児童館生活クラブ）について、対象の小校区である所沢市立中富小学校からひかり児童館までは約2km離れており、登所する児童の安全面での課題がある。

こうした課題等を解消することを目的に、中富小学校の特別教室を改修して、所沢市立中富小児童クラブの支援単位を増やし、ひかり児童館の放課後児童健全育成事業を中富小児童クラブと統合するため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、指定管理者制度の事業の変更を実施する場合には、必要に応じて同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

児童福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 2 4 号 所沢市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 略
- (2) 児童館 (所沢市立ひかり児童館を除く。) において行う法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業 (以下「生活クラブ事業」という。) に関する業務
- (3)~(7) 略

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 略
- (2) 児童館において行う法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業 (以下「生活クラブ事業」という。) に関する業務
- (3)~(7) 略